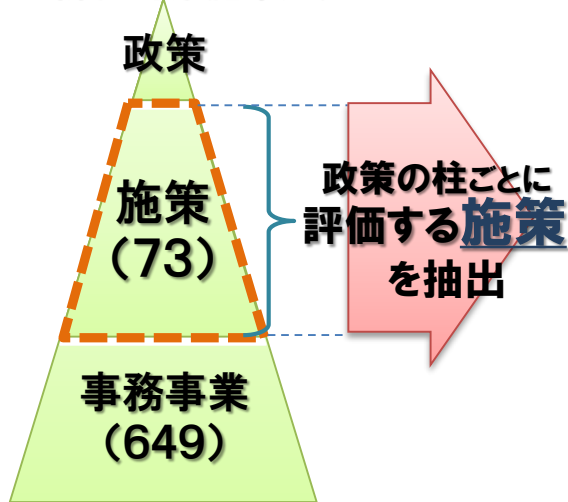


評価対象施策選定の考え方

対象施策の選定は、『選定の区分』から、候補となる施策を提示し、委員の意見や部会のバランスを考慮して、最終的に12程度の施策を選定する

※評価対象施策選定のイメージ



選定の区分

- ① 計画策定後の社会経済状況の変化により、当初計画から見直し等の検討が必要な施策
- ② 施策の達成状況等の確認が必要な施策
- ③ 28年度に市が重点的に取組を進めており外部評価の対象とする必要性の高い施策
- ④ 総合計画と連携する分野別計画等の改定が行われる施策

1部会の審議件数(4件程度)
×3部会

調整

最終的に
**12程度の
施策を選定**

①・②については
優先的に選定

選定外となる区分

- ア 施策の達成状況区分がA又はBであり、進捗状況が順調な施策
- イ 他の仕組(公共事業評価審査委員会等)で同様の評価等を行っていて、外部評価対象とする必要性が低い施策
- ウ 成果指標の達成度の全部が把握できない施策
- エ 終了に数年度を要する事業を含んでおり、当該年度に評価する必要性が低い施策

選定外となる施策について区分を明示

✓ 上記を踏まえて
12施策を提示
✓ その他候補となる
6施策程度を提示

委員会の意見・部会のバランスを考慮して選定

部会の構成	施策数
部会1 ⇒対象施策22 (仮称:子育て・教育・福祉部会)	4件程度
部会2 ⇒対象施策27 (仮称:まちづくり部会)	4件程度
部会3 ⇒対象施策24 (仮称:自治・文化・経済部会)	4件程度

⇒部会では、1日4件程度(2時間半～3時間)の施策の審議を行うことを想定